

児童手当制度が拡充されました

児童手当は、家庭の生活安定と児童の健全育成などに資することを目的として、児童を養育している方に支給しています。今年度から、制度が次のとおり拡充されました。

拡充の内容

①支給対象年齢

小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）



小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）

②所得制限の引き上げ

（例）夫婦と児童2人の世帯の場合の目安

自 営 業 596.3万円未満 → 780万円未満

サラリーマン 780万円未満 → 860万円未満

認定請求の手続きが必要です

新たに児童手当を受ける児童の保護者の方は、認定請求の手続きが必要になります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、4月1日までさかのぼって支給されます。

- ・平成18年度に小学4年生の児童がいる保護者の方（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）
特に手続きをする必要はありません。

- ・平成18年度に小学5年生または6年生の児童がいる保護者の方

（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

児童手当を受給していない保護者の方は認定請求の手続きが、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要になります。

- ・これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要になります。

手続きの受け付けは6月を予定していますが、詳しくは「お知らせ版」等でご案内します。

お問い合わせ 保健福祉課福祉係（☎42-1620）

6月1日から 村内の公共施設（建物）内が禁煙になります

「健康増進法」が施行され3年になります。この法律では、受動喫煙（他人のタバコの煙を吸わされること）の防止が求められています。タバコを吸わない妊婦の受動喫煙により未熟児や脳障害、流産等の事実のほか、感受性が高い子どもの肺へのタバコの害などが報じられており、すでに多くの人が出入りする施設の禁煙が進んでいます。村でも学校、診療所等を禁煙にしていますが、その他の役場、公民館等の公共施設（建物）内においても6月1日から禁煙になります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



▲喫煙は建物の外で